

日本離婚・再婚家族と子ども研究学会 広報委員会規程

第1条 日本離婚・再婚家族と子ども研究学会委員会規程に基づく広報委員会(以下、本委員会という。)は、本規程の定めるところによる。

第2条 本委員会は、本学会の活動の国内外への発信及び学会にかかわる情報の収集・処理・提供を行う。

第3条 委員会は、委員若干名で組織する。

2 委員は、原則として正会員の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。

3 委員の任期は、原則として1期3年とし、再任を妨げない。

4 委員長は、原則として理事の中から会長が指名する。

5 委員長の任期は、理事の在任期間とする。

6 委員長指名による副委員長を置き、委員長を補佐する。

7 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代行する。

第4条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附則

1 この規程は、2022年12月1日から施行する。